

# わが国における納税意識の特徴と 徴税・納税制度の方向性 —所得税・消費税・住民税を中心に—

横山直子<sup>†</sup>

キーワード：納税意識，徴税・納税制度，所得税，消費税，住民税

## 1. はじめに

本稿は，所得税，消費税，住民税それぞれに関する納税意識<sup>1)</sup>の大きさと特徴，納税意識の要因について明確にし，わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性を明らかにするものである。本稿において，納税意識の背景には心理的側面が存在し，この心理的側面は，税の知識がどのくらい多くあるかということに大きく影響を受けているといえるという視点にも注目し，納税意識の特徴について明らかにする。

筆者（横山直子）も，これまでに納税意識に関する研究（例えば横山直子（2008a），（2008b），（2015），（2016a），（2016b）など）を数多くおこなってきている。本稿は，主に所得税，消費税，住民税に関するそれぞれの納税意識に着目し，比較しながら研究を深めるといえる点が特徴である。本稿では，納税意識をめぐる視点をさらに深く掘り下げ，税負担感と納税意識との関連，納税意識と徴税・納税制度との関連を分析するとともに，税ごとの納税意識の特徴について，これまでの研究をさらに進めて，一層明らかにする。それぞれの税に関する納税意識の特徴を明らかにすることは，今後の徴税・納税制度の方向

---

<sup>†</sup> 大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月23日

最終原稿提出日 3月31日

1) 納税意識に関して，Schmolders, G. (1970), Lewis, A. (1982), Torgler, B. (2007) を参考。本論文第2章において，これまでの貴重な納税意識に関する研究についてみているので参考。また，横山直子（2008a），（2008b），（2015），（2016a），（2016b）についても参考。

性を考察する上で重要であるといえる。また、サンフォード (Sandford, C.) 教授<sup>2)</sup>らは納税協力費について、金銭的成本 (money costs)、時間的成本 (time costs)、心理的成本 (psychic or psychological costs) の3つのように分類されている<sup>3)</sup>。納税意識は納税協力費 (特に、心理的成本) ととも強い関連があり、納税意識の特徴を明らかにすることにより、納税協力費に関する心理的成本の特徴のさらなる明確化にもつながるといえる。

本稿は、第一に、所得税と消費税の税額の推移をみるとともに、それぞれの納税意識の特徴を探り、第二に、申告所得税、源泉所得税、消費税、普通徴収住民税、特別徴収住民税に関する納税意識の特徴について、納税意識が高く、あるいは低くなる要因を明確にしながら、明らかにしていく。その際、税負担感と納税意識との関連についても注目する。さらに、第三に、所得税、消費税、住民税に関する納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性について一層明らかにする。

## 2. 所得税・消費税の税額と納税者数 (納税申告件数) の推移と納税意識

2.1に入る前に、納税意識に注目して研究することが重要であると考え背景について述べておきたい。

納税協力費の研究を数多くおこなっておられるサンフォードは、Sandford, C. (2000)において、実際に徴税した税収額と最大潜在的税収<sup>4)</sup>との不足分であるタックス・ギャップ (tax gap) あるいは税有効性ギャップ (tax effectiveness gap) に注目し、総税収と徴税費の間の関係について比較し<sup>5)</sup>、また、タックス・ギャップを最小化する方策についてみている<sup>6)</sup>。一方、OECD (2015) では、納税協力や租税意識の向上にとって納税者教育が重要であるとして研究 (報告) がおこなわれており納税者教育に注目されている<sup>7)</sup>。

2) 納税協力費に関する研究について、サンフォード教授 (Sandford, C.) を中心とした研究が有名で多くの研究がある。納税協力費に関して、Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), Sandford, C. (2000) を参考にしている。

3) 納税協力費に関して、これら納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。

4) Sandford, C. (2000) は、最大潜在的税収のことをMPR (maximum potential revenue) とし、すべての人々が法律上支払うべき税額を支払う場合に現行税制のもとで徴収されうる額としている (Sandford, C. (2000) pp.123-125)。

5) Sandford, C. (2000) pp.123-125。

6) Sandford, C. (2000) pp.142-155, chap.8。また、タックス・ギャップに関しては、例えば、Meinke, R. (ed.) (2013) も参考。

7) OECD (2015) p.3, また chap.1を参考。

これらの研究は、納税意識と密接に関係している問題である。すべての納税者が正確に税に対する知識を高め、理解を深めることの重要性がさらに高まってきており、なぜ納税意識が高くなったり低くなったりするのかなど、納税意識の解明は益々重要になってきている<sup>8)</sup>。ここでは、まず本論文において納税意識をどのようにとらえるのかについてみることからはじめ、各税の税額の推移などについてもみながら納税意識の特徴を探ることとする。

## 2.1 納税意識の位置づけと意義

本稿において、納税意識について、どのような見方で検討を深めているのか、ここでは納税意識そのものの特徴に注目する。これまで数多くの研究がおこなわれている納税意識に関連する研究を概観することによって、納税意識の位置づけ・意義をはっきりと明確にしておきたい。

まず確認しておきたいことは、本稿において「納税」意識に注目しているのは、納税者が税を進んで払いたいという気持ちになる（あるいは、税を払いたいという気持ちが小さくなる）理由とその原因についてより一層追究したいからである。筆者（横山直子）は、これまでも納税意識とともに納税協力費<sup>9)</sup>についても様々な角度から研究をおこなってきているが、納税協力費における特に心理的側面（心理的コスト）のさらなる解明には、納税意識の研究も合わせてより緻密な研究が極めて重要と考えている。また、納税意識と税負担感の関係についても一層明確にしたいと考える。なお、納税意識と税負担感の関係については、本論文第3章において大きく注目していることの一つであるので第3章で考察を深める。

以下、これまでの貴重な納税意識に関する研究を概観することで納税意識の位置づけ、意義を明確にしたい。いずれの研究も本論文にとって極めて有益であり、本論文において参考にしている。

### 2.1.1 納税意識自体の特徴と要因

シュメルダース（Schmölders, G.）（1970）<sup>10)</sup>では、納税意識に関して、税負担との関係、

---

8) またさらに、例えば、佐藤滋・古市将人（2014）は、租税抵抗について分析されており、租税抵抗の問題も納税意識に関するものであるといえる。

9) 納税協力費について、Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）、Sandford, C.（2000）を参考。また横山直子（2008b）、（2015）、（2016a）、（2016b）なども参考。

10) Schmolders, G.（1970）、chap.5 第34節参考。

価格と税，心理的側面との関係など，極めて詳細に検討がおこなわれている<sup>11)</sup>。

トーグラー (Torgler,B.) (2007) も，納税意識について詳細に分析されている<sup>12)</sup>。トーグラーは，納税意識に対する解決すべき問題は，人々がなぜ税から逃れようとするかよりも，むしろ税から逃れようとしないかということであるとし，ほとんどの人々はまさに自らの税を払うのであり，結局，納税協力という行動が，注目すべき行動なのであるとしている<sup>13)</sup>。また納税意識が高いと納税協力もまた比較的高くなるとされている<sup>14)</sup>。

丸山高満 (1971)<sup>15)</sup>，丸山高満 (1972a)<sup>16)</sup>，丸山高満 (1972b)<sup>17)</sup>，丸山高満 (1972c)<sup>18)</sup>，丸山高満 (1974)<sup>19)</sup> は，納税意識に影響を与える要因や，それぞれの税による納税意識の要因の特徴など，納税意識に影響を及ぼすあらゆる論点について検討がおこなわれている。

## 2.1.2 租税心理学，心理学の側面

ルイス (Lewis,A) (1982)<sup>20)</sup> は，心理学と経済学，課税と心理学 (Psychology and Taxation) について検討されている。また，大原一三 (1954)<sup>21)</sup> では，租税の心理，納税者の心理について詳しい心理描写によって考察され，さらに税ごとの納税意識についても注目されている。さらに日向寺純雄 (1987)<sup>22)</sup> は納税者心理の問題について検討がなされている。

## 2.1.3 日本の納税者意識

佐藤進 (1990)<sup>23)</sup> では，日本人と税金について，検討されている。また，小西砂千夫 (1997)<sup>24)</sup> は，日本の納税者意識，納税者意識を高めるための税制改革について研究がおこなわれている。さらに藤巻一男 (2012)<sup>25)</sup> は，日本人の納税者意識について分析され，検討されている。

11) Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節。

12) Torgler, B. (2007) を参考。

13) Torgler, B. (2007), pp.64-65.

14) Torgler, B. (2007), p.65.

15) 丸山高満 (1971) を参考。

16) 丸山高満 (1972a) を参考。

17) 丸山高満 (1972b) を参考。

18) 丸山高満 (1972c) を参考。

19) 丸山高満 (1974) を参考。

20) Lewis, A. (1982) を参考。

21) 大原一三 (1954) を参考。

22) 日向寺純雄 (1987) を参考。

23) 佐藤進 (1990) を参考。

24) 小西砂千夫 (1997) を参考。

25) 藤巻一男 (2012) を参考。

## 2.1.4 財政心理学と財政意識

田口和夫(1978)<sup>26)</sup>は財政心理学の問題について検討がなされている。平井源治(2000)<sup>27)</sup>において所得税と財政心理学について、平井源治(2003)<sup>28)</sup>にて日本人の財政意識について考察されている。

## 2.1.5 租税負担と納税意識

山本栄一(1989)<sup>29)</sup>は、租税意識と負担感について検討され、「徴税方法による負担感の相違は、主観的心理的な問題であるといえる<sup>30)</sup>」としておられ、負担感と徴税方法との関係について検討がおこなわれている。また、平井源治(1987)<sup>31)</sup>では、租税負担と租税意識について考察されている。

シュメルダース(G.Schmölders)(1970)では、納税意識について詳しく述べられているとともに、税負担との関係、負担感についてなども、詳細に検討がおこなわれている<sup>32)</sup>。

また、筆者(横山直子)も納税意識に関する研究(例えば横山直子(2008a),(2008b),(2013),(2015),(2016a),(2016b)など)を数多くおこなってきており、横山直子(2008a)では、地方財政の効率性と納税意識について研究し、横山直子(2008b)では主に所得税に注目して納税協力費と納税意識の方向性について検討し、横山直子(2013)においては、主に所得税と消費税に関する納税意識の特徴と納税協力費について、横山直子(2015)では、徴税・納税制度、徴税费、納税協力費と納税意識の関連について、横山直子(2016b)では、納税意識と納税協力費の根拠と位置づけについて研究をおこなっている。

なお、納税意識と税負担感の関係に関する視点については、本論文第3章3.2で詳しく検討することとしたい。

本稿においては、納税意識について、税に対して進んだ気持ち、前向きな気持ちでルールをきっちりと守り、真面目に正しく税と対面する姿勢というようにとらえている。また、納税意識について心理的側面から大きく影響を受けるものであるが税負担感とは、より細かくみると性質・特徴が違うものであるととらえ、税ごとの納税意識を形作る要因に注目

---

26) 田口和夫(1978)を参考。

27) 平井源治(2000)を参考。

28) 平井源治(2003)を参考。

29) 山本栄一(1989)を参考。

30) 山本栄一(1989), p.193.

31) 平井源治(1987)を参考。

32) Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節。

して検討を進めていく。なお、納税意識と税負担感との違いや両者の関係については、後の第3章で詳しくみることにする。

これらの納税意識の研究を参考に、また筆者（横山直子）のこれまでの研究も参考に考え合わせながら、本稿では、日本における、所得税、消費税、住民税それぞれの納税意識を形作る要素を解き明かし、税負担感との違いにも注目した上で、納税者の実際の行動にも注目しながら納税意識の高低の要因も探り、納税意識そのものの特徴を一層明らかにしていく。

## 2.2 所得税と消費税の税額と納税者数（納税申告件数）の推移

所得税と消費税の納税意識の特徴について探るために、この2.2では、所得税、消費税の税額と納税者数（件数）の推移をみることにする。税額、納税者数（件数）が多い（あるいは少ない）ということが納税者の税に対する関心や気持ちの大小に影響を与えると考えるからである。

### 2.2.1 税額の推移

図2-1は、所得税の申告所得税額と給与所得に関する源泉所得税額についてと、消費

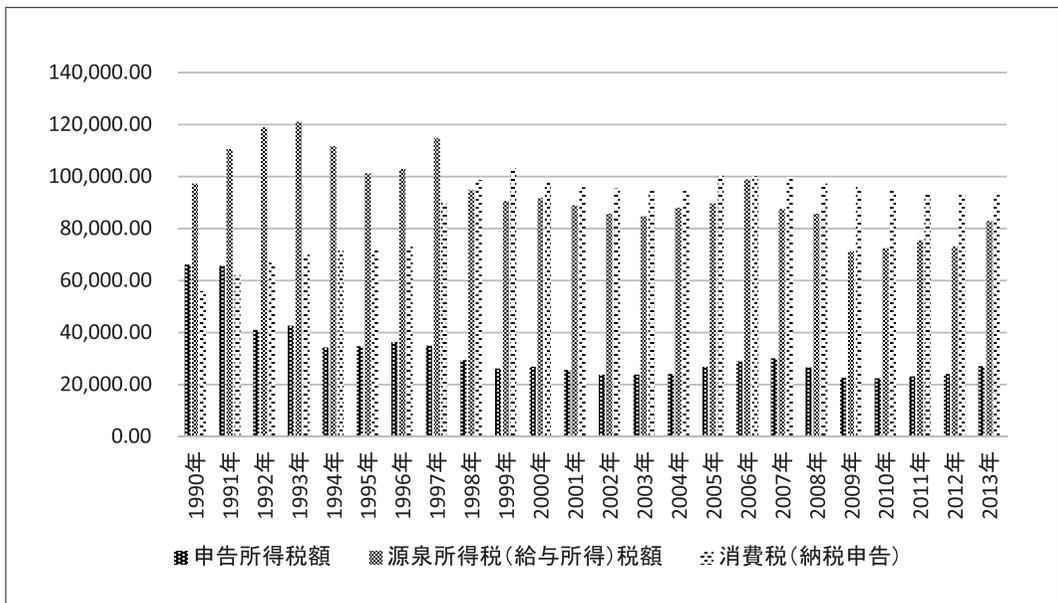


図2-1 税額の推移

(単位：億円)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会、より作成。

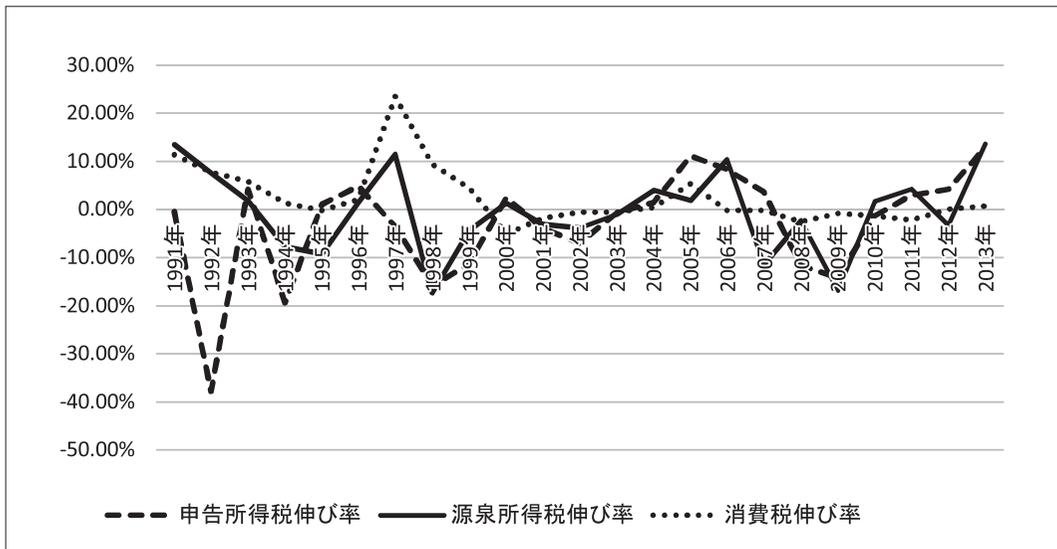


図2-2 税額の伸び率推移

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会, より作成。

税額(納税申告)について1990年から2013年の推移をみたものである。図2-1から、消費税額(納税申告)はどんどん増加する傾向にあり、申告所得税額は減少傾向にあることがわかる。所得税において、源泉所得税(給与所得)税額は、申告所得税額を比較すると圧倒的に多いが、近年は、やや減少傾向にあり、1998年頃からは源泉所得税(給与所得)税額よりも消費税額の方が多くなってきている。これら3つの税の税額を比較すると、税額が多い順に、1990年、1991年は、源泉所得税、申告所得税、消費税の順、1992年から1997年までは多い順に源泉所得税、消費税、申告所得税、そして、1998年から2013年は、多い順に消費税、源泉所得税、申告所得税の順となっている。

一方、これらの税に関する税額の伸び率の推移をみたものが図2-2である。図2-2から、消費税額は伸び率がマイナスになることがほとんどなく、申告所得税額は大きくマイナスになることがあり、増減の幅も大きいといえる。また、源泉所得税は申告所得税と比べると比較的安定的に推移しているが、伸び率がマイナスになることもあるといえる。

図2-1、図2-2から、納税意識に与える影響という視点からみると、申告所得税は、大きく増減することがあるという意味で意識、関心が高まり、源泉所得税(給与所得)は申告所得税に比べて増減幅が小さいので意識、関心がやや低くなる傾向があるのではと考えられる。また消費税については(特に消費税負担者について)、税額が大きくなってきているということから、意識、関心が高まる要因になっている可能性があるといえる。

## 2.2.2 納税者数（納税申告件数）の推移

続いて、申告所得税，源泉所得税（給与所得），消費税に関する納税者数（件数）の推移についてみることにする。図2-3は、所得税に関する申告所得税納税者数と源泉所得税（給与所得）納税者数，消費税の納税申告件数に関して1990年から2013年の推移についてみたものである。図2-3によると、所得税の中で比較しても、消費税と比較しても、源泉所得税（給与所得）納税者数が圧倒的に多いことがわかる。また、消費税納税申告件数が増加傾向にあるといえる。各税の推移を詳しく確認するために、納税者数，納税申告件数の伸び率について1990年から2013年の推移についてみたものが図2-4である。図2-4より、源泉所得税（給与所得）納税者数の伸び率は比較的安定しており、さらに消費税納税申告件数は所得税と比較すると伸び率が安定的に推移していることがわかる。なお、図2-3，図2-4より、2005年に消費税納税申告件数が大きく増大し、伸び率でも大幅に増加していることがわかるが、中小事業者の特例措置について事業者免税点制度の適

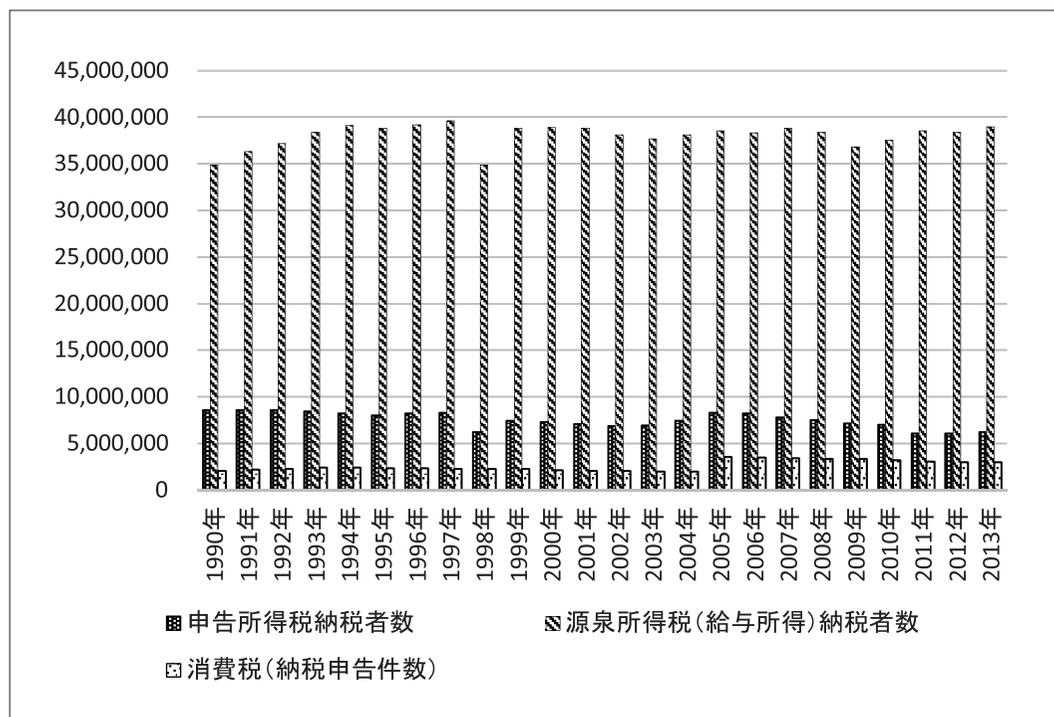


図2-3 納税者数（納税申告件数）の推移

（単位：納税者（所得税）：人，納税申告（消費税）：件）  
 出所）国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，より作成。

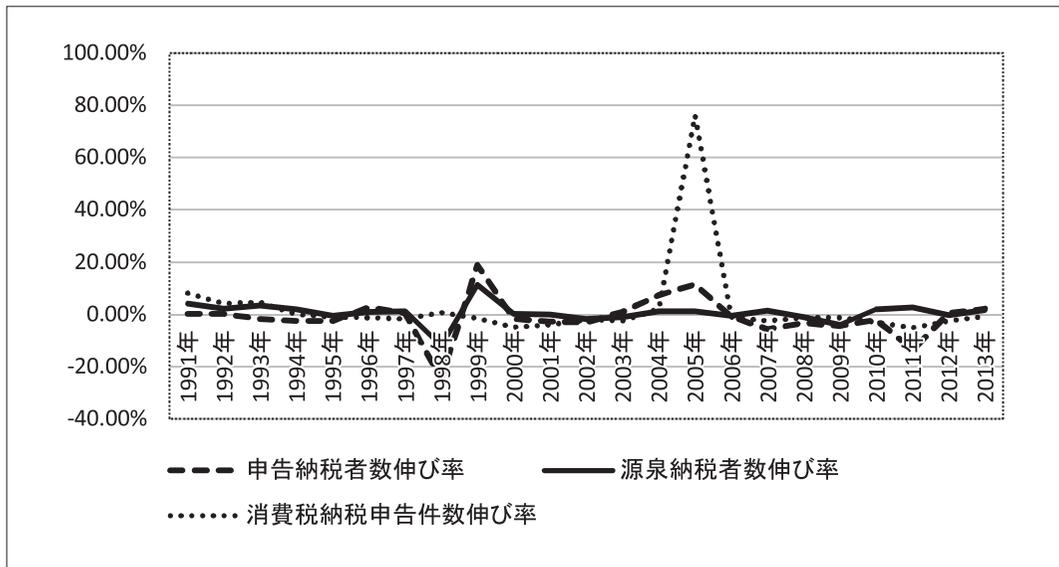


図2-4 納税者数（所得税）・納税申告件数（消費税）伸び率推移

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，より作成。

用条件の引き下げの影響によるものと考えられる<sup>33)</sup>。

図2-3，図2-4から，納税意識との関係の視点からみると，源泉所得税（給与所得）納税者数は人数としては圧倒的に多いものの伸び率でみて安定的に推移していることから，納税意識が高くなる要因にはなりにくく，意識，関心が低くなることにつながっているのではと考えられる。一方，消費税については，納税申告件数に関する伸び率が所得税と比較しても安定的に推移していることから消費税納税義務者の納税意識はある程度一定に保たれていると考えられるが，図2-1，図2-2でみたように，消費税税額が大きくなってきていることから消費税負担者の意識，関心は益々高くなってきている可能性があるといえる。

### 3. 納税意識の高低の要因

#### 3.1 納税意識が高くなる要因・低くなる要因

納税意識が高くなる（あるいは低くなる）要因について探るために，納税者の実際的な

33) 平成15年度の税制改正によって中小事業者の特例措置の改正によって，事業者免税点制度の適用条件が3,000万円から1,000万円に引き下げられた（平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用）（財務省「平成15年度の税制改正の概要」より参考。）

行動に注目すると、税務相談をおこなう、またタックスアンサーを利用するというところに着目することが納税意識の大きさを測る一つの要素になるといえる。そこで納税意識に影響を与える要因をみる手がかりの一つとして、税務相談件数の推移とタックスアンサーの推移についてみておきたい。税務相談をおこないたいと考える背景には、税をきちんと理解して正確に納税したいという税に対する真面目な気持ちや、相談をすることによってわからない点を明確にしたいという前向きな気持ちも存在しているはずである。一方、税務相談が増加するという背景には、税の計算等が難しくなっているということも考えられる。さらに、税別の税務相談件数をみることによって、税ごとの納税意識の高低の特徴をとらえる手がかりの一つにもなると考える。

図3-1は、所得税、法人税、資産税、消費税に関する税ごとの税務相談件数<sup>34)</sup>について1999年から2013年における推移についてみたものである。本稿では、所得税、消費税、そして住民税の納税意識に注目しているが、所得税や消費税の税務相談件数が法人税や資産税と比較してどの程度多いか(少ないか)を確認しておくために法人税、資産税に関する税務相談件数の推移も合わせてみておきたい。

図3-1より、所得税相談件数が圧倒的に多くなっており、近年(2008年以降)非常に多くなっている。また、消費税、資産税の相談件数が増加してきており、特に消費税の相談件数は、1999年から2002年頃までは少なかったが、その後、少し増減もあるものの傾向としては少しずつ増加傾向にあり2013年がかなり多くなっていることがわかる。

所得税と消費税の相談件数の傾向を比較すると、所得税の方が相談件数は圧倒的に多いものの、年によって少し増減がみられるが、消費税の場合、基本的に相談件数が増加傾向にあるといえる。所得税、消費税いずれにしても、1999年と比較すると2008年以降はかなり相談件数が増加していることがみてとれる。

このことから、納税意識の関連でみると、所得税、消費税ともに傾向として関心が強くなっているということができ、近年は、特に消費税に関する関心が一層強まっているのではないかと考える。

一方、所得税と消費税について、2004年から2013年について、納税者数と税務相談件数の関係を税務相談件数/納税者数の割合(%)でみたものが表3-1である。なお、ここで納税者数について、所得税については、申告所得税納税者数と源泉所得税(給与所得)納税者数の合計数、消費税については消費税の納税申告件数でみている。表3-1より、税務相談件数/納税者数の割合(%)の大きさは、(2013年について、消費税の値が約9.5%

34) 税務相談室における相談等の受理状況(国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』より)。

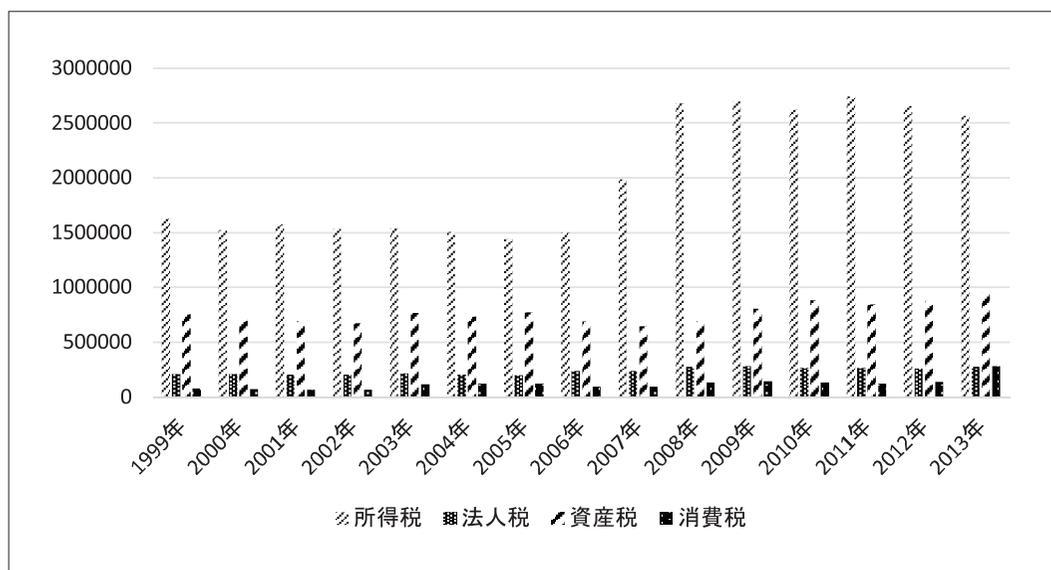


図3-1 税務相談件数の推移 (単位: 件数)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書 (各年度版)』大蔵財務協会, より作成。

表3-1 納税者数と税務相談件数の関係 (税務相談件数 / 納税者数の割合) (所得税, 消費税)

(単位: %)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
税務相談件数 / 納税者数 (所得税)	3.31	3.07	3.23	4.25	5.83	6.12	5.88	6.14	5.96	5.67
税務相談件数 / 納税者数 (消費税)	5.98	3.39	2.57	2.74	3.90	4.23	4.00	3.98	4.48	9.37

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書 (各年度版)』大蔵財務協会, より作成。

と大きいものの) 所得税, 消費税の値とともに, 2004年から2012年について約2.5%から約6%くらいで推移している。つまり, 図3-1より, 税務相談件数で見ると消費税よりも所得税相談件数が圧倒的に多いといえるが, 表3-1より, 税務相談件数 / 納税者数の割合 (%) の値は, 所得税の値と消費税の値で, その値の大きさの開きは小さいということがわかる。納税意識の関連で見ると, 税務相談件数 / 納税者数の割合 (%) の値についても, 2006年から2013年にかけて趨勢としては上昇している傾向にあるので, 所得税, 消費税ともに傾向として関心が強くなっているのではないかと考える。

続いて, タックスアンサー利用状況<sup>35)</sup>の推移について同じく1999年から2013年についてみたものが図3-2, その構成割合の推移に関して1999年から2009年についてみたものが

35) タックスアンサーの利用状況であり, 電話・ファクシミリは平成21年11月末で廃止されている (国税庁編『国税庁統計年報書 (各年度版)』より)。

図3-3である。タックスアンサー件数は、2006年をピークにいったん減少するが、2009年からは飛躍的に増加を続けていることがわかる。さらに図3-3よりタックスアンサー構成割合の推移を合わせてみると、電話、ファクシミリ、インターネットの内、1999年には、電話とファクシミリ割合がそれぞれ約10%ずつの割合で、インターネット割合は約80%程度であったが、2001年からインターネット割合は90%を超え、2005年からは99%以上がインターネットの割合であることがわかる。

上述のように、税務相談をおこなおうとする背景には、税の計算が難しく複雑であるといったことも考えられるが、税に対する真面目な気持ちや、前向きな気持ちが大きい比重を占めているといえる。税務相談が増加傾向にあるということは、納税意識にも深く関わりがあり納税意識が現れてきて、(図3-1より)あらゆる税の相談件数が増えている傾向にあるので全体として納税意識が増大傾向にあるといえるのではないかと考える。

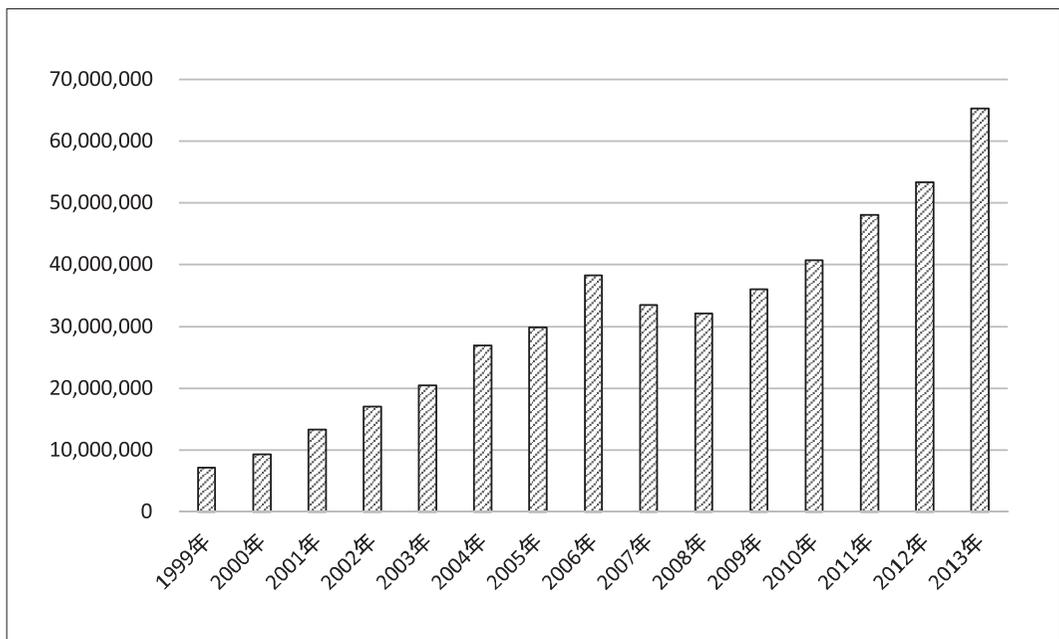


図3-2 タックスアンサー利用状況 (単位: 件)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書 (各年度版)』大蔵財務協会, より作成。

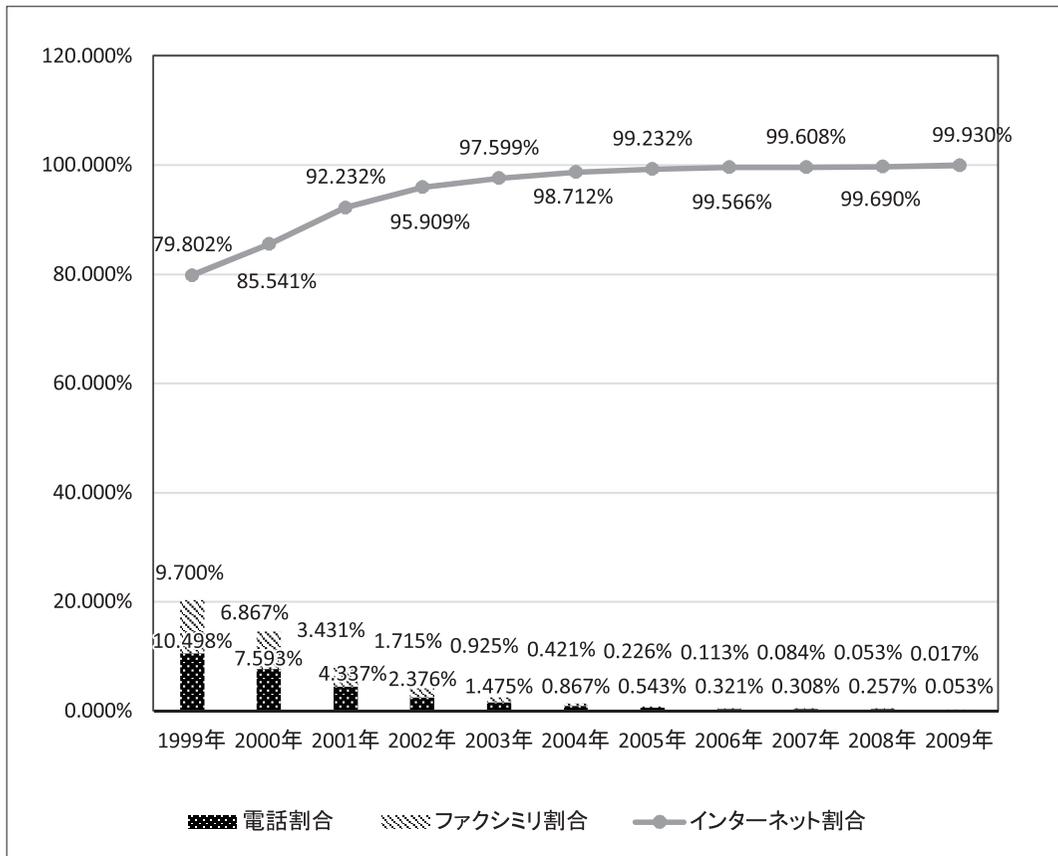


図3-3 タックスアンサー構成割合推移（単位：％）

出所）国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，より作成。

### 3.2 納税意識と税負担感の関連

納税意識と税負担感のそれぞれの特徴を解き明かしていくために，ここでは，特に，シュメルダース（Schmölders, G.）（1970）<sup>36）</sup>と山本栄一（1989）<sup>37）</sup>の研究を参考にしながら，納税意識と税負担感について検討を深める。

シュメルダース（Schmölders, G.）（1970）において，税負担について「たいてい簡単に大きさを測定しやすい『客観的な（objektiven）』税負担は，『主観的な（subjektive）』税負担あるいは『負担感（Belastungsgefühl）と違うものである<sup>38）</sup>』とされ，「それは，税負担の大きさに関する納税義務者の多様な印象の中で，負担能力を考えに入れるというこ

36) Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節参考。

37) 山本栄一（1989），第8章，pp.178-210参考。

38) Schmolders, G. (1970), S.326.

とと、また、他の納税義務者との比較（相対的負担感）が一緒に入り混じっているからである<sup>39)</sup>とされている。またさらに、シュメルダース (Schmölders,G.) (1970) において、「所得税の負担感は客観的な税負担に関する知識がやや少ないことや、他の主観的な少し歪んだ印象はあったとしても、財や商品の価格に含まれる税負担に関する推測よりは、はつきりしたものである<sup>40)</sup>」とされる。そして、シュメルダース (Schmölders,G.) (1970) では「負担感や現実にそこにある負担に対する知識は、一人ひとりの納税義務者の租税道徳 (Steuermoral) に直接影響を及ぼす<sup>41)</sup>」とされている。

このことから、税負担感というものは、主観的なものであり、納税者本人の様々な考えが含まれた上での税に対する気持ち、心の動きであるため、例えば、同じ納税者であっても誰と話している時であるか、何をしている時間かなど時や状況によって違う大きさの負担感になる可能性もあると考えられる。税負担感の中で、明確な大きさや形があるといえる部分は、いくら税金を負担しているという税の額の大きさから形作られる負担感の部分であると考えられる。

一方、負担感と納税意識に関して、山本栄一 (1989) において「負担感が鋭くなり、納税意識が明確になればなるほど、納税者は税負担の大きさに応じて反応し、時に負担を軽減ないしは免れる道を探したり、<sup>42)</sup>」とあり、続いて直接税に関して「徴税方式として源泉徴収制を採用することによって負担感を鈍らせ、納税意識をあいまいにする可能性がある。<sup>43)</sup>」とされ、間接税については「実際の負担者に代わって企業等の事業者が納税するため、納税意識を呼びさまさないが、販売価格に税額を明示するという徴税方法によって、負担感を呼び起し納税意識を持たせることもできる。<sup>44)</sup>」とされている。

ここから、負担感と納税意識の関係をみると、負担感が先にあり、負担感の状態、大きさによって納税意識が形作られていくというようにみることができる。また、負担感の感度がどれだけよいか、納税意識を明確にとらえるためには重要になってくるともいうことができる。ここで重要なキーワードとなるのが徴税方法である。徴税方法によって、税負担感の感度が低くなったり高くなったりすることがあり、負担感が大きく（小さく）なることで、納税意識が確立されていくということができる。

これらのことから、税負担感と納税意識について考えると、まず、税負担感、その時

---

39) Schmolders, G. (1970), S.326.

40) Schmolders, G. (1970), S.327.

41) Schmolders, G. (1970), S.328.

42) 山本栄一 (1989), p.190.

43) 山本栄一 (1989), p.190.

44) 山本栄一 (1989), p.190.

そのときの状況、目先の状況等によって影響を受け、同じ納税者の中でも負担感の感度の状態によって負担感が大きくなったり小さくなったりすることがあるものであるといえる。なお、徴税方法によって税負担の感度が高く（低く）なることがあると考えられる。一方、納税意識は、負担感の状態、大きさによって形作られていくものであり、税負担感と比較すると一人ひとりの（同じ）納税者の中により確固たるものとして存在しているものであるといえる。また、税負担感と納税意識を形作る要素の一つであるといえる。税負担感と納税意識の関係でみると、両者はしっかりとつながっているものであるが、例えば、税負担感が大きいほど納税意識が大きくなるといった関係というわけではないと考える。上述のように、税負担感の方は、同じ納税者の中でも状況によって大きくなったり小さくなったりするものであるが、納税意識の方は確固たるものとして存在しているものと考えられるからである。ただ、納税意識はしっかり存在していても納税者によって潜在的なもの（納税意識）となっている場合があるということは考えられる。

#### 4. 納税意識の要素・特徴と徴税・納税制度の方向性

ここでは、所得税（申告所得税、源泉所得税）、消費税、住民税それぞれの納税意識の特徴を解明するための糸口の一つとして、さらに納税協力費の視点を加え、納税意識に関する検討をさらに深めることとする。納税意識が高いと何か実際的な行動をとるようになり、納税協力費が多くかかる傾向にあるといえることから、申告所得税、源泉所得税、消費税、そして住民税の納税協力費を比較しながら、いずれの納税協力費が高い（あるいは低い）のか、つまり納税意識が高い（低い）といえるのか探っていく。つまりここでは各税の納税協力費の比較から納税意識の大きさの比較をおこなおうとするものである。さらに言えば納税意識を高くするような素地がある税はいずれの税であるのかを納税協力費を手がかりにして探ろうとするものである。また、申告所得税、源泉所得税、消費税、住民税の納税意識を形作る要素をみることから、それぞれの納税意識の特色を明らかにしていきたい。

##### 4.1 所得税、消費税と住民税の納税意識の特徴

納税協力費の大きさを比較するために、『税理士報酬規定』<sup>45)</sup>（近畿税理士会）（以下、税

---

45) 近畿税理士会『税理士報酬規定』（報酬に関する最高限度額について定められているもの。）現在は用いられていないが、納税協力費測定にあたり基準となる額として参考になると考えられる。また、日本税理士連合会 近畿税理士会『税理士報酬規定解説書』（再訂版）についても参考にしている。

理士報酬規定)より、各税の納税協力費の「比」から比較することで納税意識の違いを探ってみたい。税理士報酬規定における各税の報酬額は、納税協力費の比較をおこなうにあたって重要な鍵になると考えるからである。税理士報酬規定における税務代理報酬と税務作成報酬を参考にし、両者を合わせた大きさを納税協力費とみなして税ごとに測定して比較することとする。申告所得税、源泉所得税、消費税、住民税について比較するが、源泉所得税は源泉徴収義務者、消費税は消費税納税義務者に関する納税協力費を測定するということである。なお、納税協力費の「比」をみるために、測定の際に、税理士報酬規定における年取引金額が各税について同様の金額のところの額で比較することとし、各税を「比」で比較しやすくするためにここでは年取引金額3,000万円未満のところの報酬額でみる。

税理士報酬規定より税務代理報酬について、年取引金額3,000万円未満の場合、所得税は75,000円、住民税は(所得税の報酬額の30%相当額とされているので)22,500円、消費税は60,000円となっている。一方、税務書類作成報酬については税理士報酬規定において、同じく年取引金額3,000万円未満の場合、所得税は(税務代理報酬額の30%相当額とされているので)22,500円、住民税は(税務代理報酬額の30%相当額とされているので)6,750円、消費税は(税務代理報酬額の50%相当額とされているので)30,000円となる。また、源泉所得税に関しては、税理士報酬規定における税務書類作成報酬について、年末調整関係書類及び給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書を含む。)等について1事案につき20,000円とされているので80,000円となる<sup>46)</sup>。

このように税理士報酬規定より各税に関して測定した税務代理報酬と税務書類作成報酬の値について税ごとに両者を合わせた大きさを各税の納税協力費とみなして比較したものが図4-1である。納税協力費は、(申告)所得税は97,500円、住民税は29,250円、消費税は90,000円、源泉所得税は80,000円となっており、この値をそのまま納税協力費の比としてみて、さらには納税意識の大きさの比較としてみると、納税協力費、納税意識の大きさは、大きいものから(申告)所得税、消費税(消費税納税義務者)、源泉所得税(源泉徴収義務者)、住民税の順となっており、その比は、(住民税を1とすると)およそ3.333対3.077対2.735対1ということになる。また、(申告)所得税、消費税、源泉所得税の3つの税の比をみると、(源泉所得税を1とすると)およそ1.219対1.125対1ということになる。

納税協力費の比較からみた納税意識の比較でみると、一つ目の特徴として、住民税の納

46) 前掲注45にある『税理士報酬規定解説書』(再訂版)と『税理士報酬規定』より、源泉徴収について(従業員数10人以内として)、給与等の源泉徴収票等の法定調書合計表、各支払調書、給与支払報告書(総括表)、個人別の源泉徴収票(給与支払報告書を含む)それぞれ20,000円で、 $20,000円 \times 4 = 80,000円$ となる。

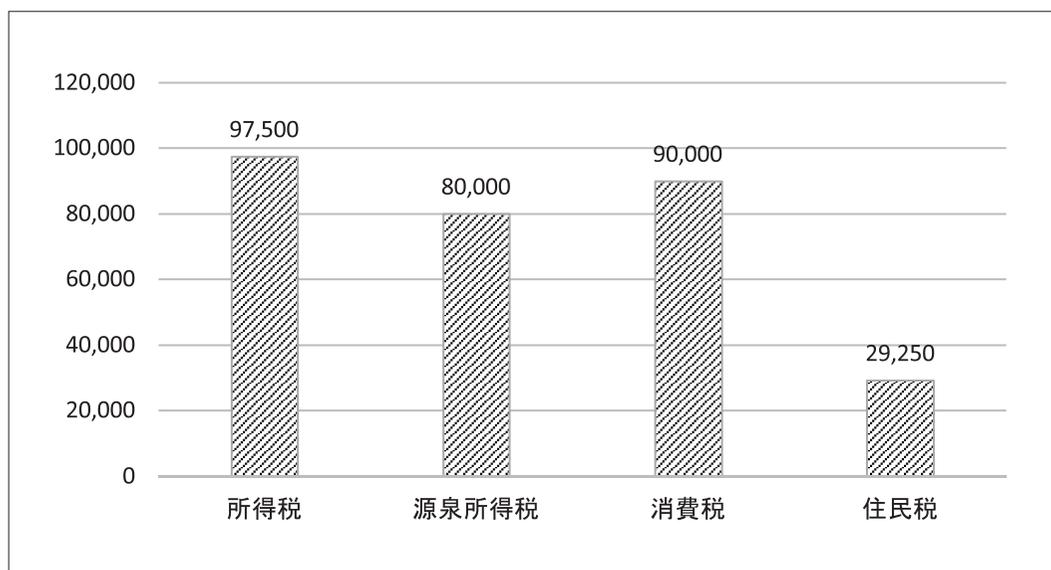


図4-1 (1件あたり) 納税協力費 (単位: 円)

出所) 近畿税理士会 (昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正) 『税理士報酬規定』, 日本税理士連合会 近畿税理士会 (平成8年再訂版発行) 『税理士報酬規定解説書』 (再訂版) によって納税協力費を算出し作成したもの。

税意識はあとの3つの税に比べるとかなり小さく、(申告) 所得税と比較すると約3割程度の大きさであること、特徴の二つ目として、所得税の中では、申告所得税が源泉所得税(源泉徴収義務者)の約1.2倍大きい納税意識があるといえる。

## 4.2 納税意識の重要性

ここでは、税理士報酬規定における税務相談報酬<sup>47)</sup>から、(本論文第3章においてもみた) 税務相談件数の推移<sup>48)</sup>より税務相談件数分の相談があったと考えた場合のコストを測定することによって、税ごとに潜在的にどれくらいの納税協力費(心理的コスト)がかかっているのかを示すことができると考えた上で、納税意識についてさらに検討をおこなう。これは、税務相談をおこなうことによって、税に対する心配を減少させることができると考えられ、もし税務相談をおこなうという行動をとらなければ、納税協力費(心理的コスト)として負担することになっていたと考えることができるからである(つまり、納税協力費としてかからなくてよくなる値ということもできる)。税に関する関心が高まり(納税意識が高くなり)、税務相談をおこなう行動をとることによって、ここでみる潜在的な納税

47) 税理士報酬規定では、税務相談報酬について口頭によるもの場合1時間以内20,000円、書面によるもの場合125,000円とされている(近畿税理士会『税理士報酬規定』より)。

48) 国税庁編『国税庁統計年報書』における税務相談件数よりみる。前掲注34, 本論文第3章も参照。

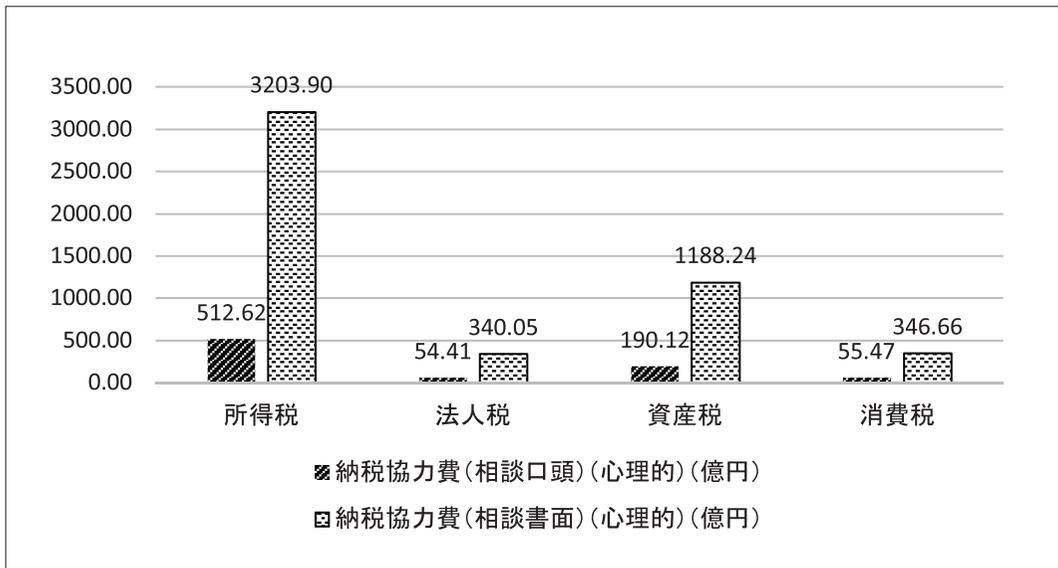


図4-2 納税協力費（心理的）（2013年）

（単位：億円）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会、近畿税理士会（昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』、日本税理士連合会 近畿税理士会（平成8年再訂版発行）『税理士報酬規定解説書』（再訂版）によって納税協力費（心理的）を算出し作成したもの。

協力費（心理的）として測る値は大きくなる。

図4-2は、税理士報酬規定における税務相談報酬より、口頭によるもの（1時間以内20,000円）、書面によるもの（125,000円）と税務相談件数（2013年）<sup>49)</sup>から税ごとに測定した値を納税協力費（心理的）として比較したものである。ここでいくつかの点について強調したい。一つは、いずれの税についても潜在的な納税協力費（心理的）がかなり大きくかかっているとみることができるといえる点である。図4-2より、最も大きい値である所得税の納税協力費（心理的）値の場合、口頭による相談でみると約513億円、書面による相談でみると3,204億円となっている。この点を踏まえた上で、二つ目に強調したい点は、ここで算出している潜在的納税協力費（心理的）の値は、税務相談という行動をとることができなければ納税協力費となっていたかもしれないコストということであり、納税協力費となりうるコストが徴税費に含まれていると考えることができるため、納税協力費低下にとってプラスの影響が及ぼされているといえるという点である。

さらに所得税と消費税について、これら納税協力費（心理的）の値のそれぞれの税収100円あたりの数値でみたものが図4-3である。図4-3より、所得税と消費税の納税協

49) 国税庁編『国税庁統計年報書』における税務相談件数より。

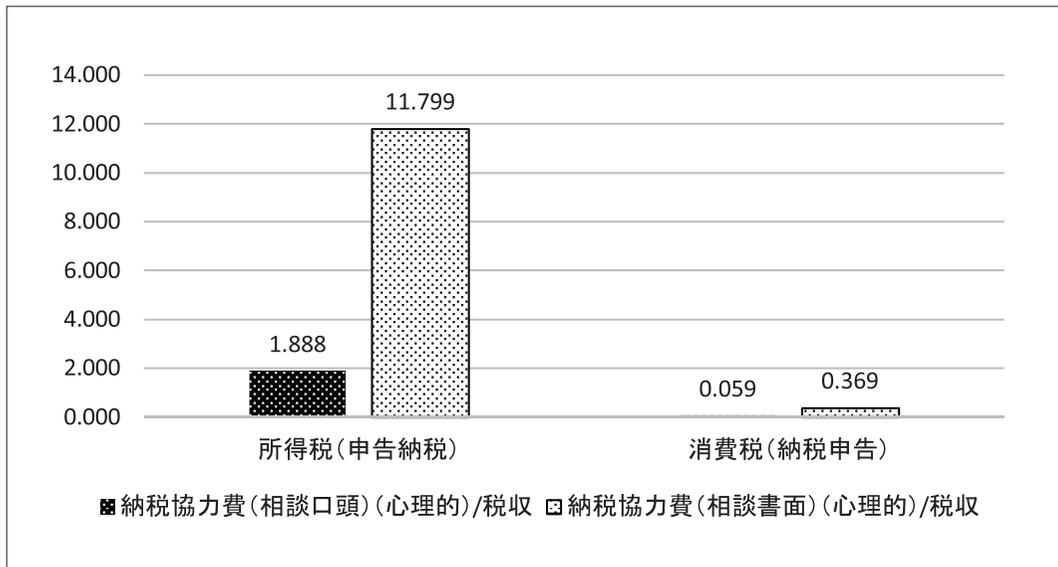


図4-3 納税協力費の税収からみた割合（2013年）

（単位：円／税収100円あたり）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，近畿税理士会（昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』，日本税理士連合会 近畿税理士会（平成8年再訂版発行）『税理士報酬規定解説書』（再訂版）によって，納税協力費（心理的）（税収100円あたりの値）を算出し作成したもの。

力費（心理的）の値はそれぞれ，口頭による相談でみると税収100円あたり所得税は約1.9円，消費税は約0.06円，書面による相談でみると税収100円あたり所得税は約11.8円，消費税は約0.37円となっており，注目すべき大きい値であるといえる。

#### 4.3 各税の納税意識を形作る要素と徴税・納税制度の方向性

本稿においてみてきたことを考え合わせた上で，申告所得税，源泉所得税，消費税，住民税に関する納税意識を形作る要素についてみたものが表4-1である。表4-1に，各税の納税意識を形作る要素として，税負担感，税負担感の感度の傾向，徴税方法，税務相談件数の状況，税額の傾向，納税者数・件数の状況，納税協力費に関する各税の状況を示しており，各税の納税意識に関しての特徴についてもあらわしている<sup>50)</sup>。

表4-1を踏まえた上で強調したい点の一つは，源泉所得税負担者数や消費税負担者数はかなり多いが，税負担感についてみると申告所得税と比較すると小さい傾向があるといえる上，納税意識については申告所得税と比較すると潜在的な納税意識である側面がやや

50) Schmolders, G. (1970), 山本栄一 (1989), 国税庁編『国税庁統計年報書』, 近畿税理士会『税理士報酬規定』, 横山直子 (2008a), (2008b), (2013), (2015), (2016a), (2016b) 参考。また本論文1, 2, 3章についても参照。

強く、はっきりと明確なものとして負担者自身がとらえているとはいえない場合があるといえるので、より慎重に丁寧に納税意識の傾向を見極めることが重要であるということである。

表4-1 各税の納税意識を形作る要素と特徴<sup>51)</sup>

	申告所得税	源泉所得税 (給与所得)	消費税	住民税
税負担感	かなり大きい	源泉徴収義務者にとっては比較的大きい。源泉所得税納税者にとっては申告所得税と比較すると小さい	納税義務者にとっては大きい。消費税負担者にとっては、所得税と比べると小さい	所得税、消費税と比べると小さい
税負担感の感度の傾向	高い	申告所得税と比べると低い	負担者の税負担感の感度は、所得税と比較すると小さい	所得税と比較すると小さい
徴税方法	申告納税	源泉徴収	間接税(消費者が負担し、納税義務者が納税)	普通徴収 特別徴収
税務相談件数の状況	所得税全体としてみてかなり多い	所得税全体としてみてかなり多い	多くなってきている	—
税額の傾向	源泉所得税と比べると少ない	極めて多い 伸び率安定的	多くなってきている	—
納税者数・件数の状況	源泉所得税と比べると少ない	極めて多い 伸び率安定的	多くなってきている。伸び率安定的	—
納税協力費	かなり大きい	比較的大きい	大きい	小さい
納税意識に関しての特徴	税負担感が大きくなることが多く、納税協力費も大きい。納税意識が明確なものとして形作られる傾向が強い	源泉所得税納税者の負担感は申告所得納税者に比べると小さい傾向があり、潜在的な納税意識である傾向がある	負担者にとっては、所得税に比べて税負担感が小さい傾向はあるが、負担感も納税意識も高くなってきている傾向がある	税負担感は所得税に比べると小さい傾向があり、負担感も納税意識も所得税と合わさっている傾向が強い

51) Schmolders, G. (1970), 山本栄一 (1989), 国税庁編『国税庁統計年報書』, 近畿税理士会『税理士報酬規定』, 横山直子 (2008a), (2008b), (2013), (2015), (2016a), (2016b) を参考にしながら, また, 本論文でみてきたことを考え合わせて作成したものである。住民税については市町村税務研究会編 (2015), 吉川宏延 (2013) を参考。

## 5. むすび

本稿は、わが国における所得税、消費税、住民税それぞれに関する納税意識の特徴と納税意識を形作る要素、納税意識の要因について明確にし、徴税・納税制度の方向性を考え合わせながら納税意識について検討を深めているものである。本稿において、所得税と消費税の税額と所得税納税者数、消費税納税申告件数の推移などから納税意識の特徴を探った上で、納税意識が高く（あるいは低く）なる要因について納税者の実際の行動に着目して考察し、さらに納税意識と税負担感のそれぞれの特徴と両者の関係を解き明かしながら、各税の納税意識を形作る要素と特徴について明らかにしている。本稿で特に注目している点の一つは、税負担感と納税意識の関係についてである。税負担感と納税意識はしっかりとつながっているものであるが、それぞれの特徴をつかむことによって納税意識の特徴や納税意識を形作る要素が一層明確になるといえるのである。

本稿における検討から特に強調したい重要な視点は、第一に、税負担感と納税意識はそれぞれの性質が違っているものではあるが両者はしっかりとつながっているという点である。税負担感と同じ納税者の中でも状況・状態によって負担感が大きくなったり小さくなったりするものであるが、納税意識は、それぞれの納税者の中で確固たるものとして存在しているものであり、税負担感は納税意識を形作る要素の一つであるといえる。第二に、各税によって納税意識の特徴は違っているということである。例えば同じ所得税の中でも、申告所得税については税負担感が大きく、納税意識が明確なものとして形作られる傾向が強い一方で、源泉所得税納税者の税負担感は申告所得税納税者と比較すると小さく、納税意識が潜在的な納税意識となっている傾向があるといえる。そして第二の点に関連して第三に、納税意識自体は確固たるものとして存在しているが、潜在的な納税意識となっている場合があり（源泉所得税や消費税など）、税負担者自身が納税意識をくっきりと明確なものとしてとらえているとはいえない場合があるといえるので、より丁寧な納税意識の状態を見極めることが重要である。

### 【主要参考文献】

Lewis, A. (1982), *The Psychology of Taxation*, Martin Robertson, Oxford.

Meinke, R. (ed.) (2013), *Tax gaps : reduction strategies, compliance efforts and legislative proposals*, Nova Publishers.

OECD (2015), *Building tax culture, compliance and citizenship : a global source book on*

*taxpayer education.*

- Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Sandford, C. (2000), *Why Tax Systems Differ; A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Schmölders, G. (1970), *Finanzpolitik, Dritte, neu überarbeitete Auflage*, Springer-Verlag, Berlin · Heidelberg · New York.
- Torgler, B. (2007), *Tax Compliance and Tax Morale; A Theoretical and Empirical Analysis*, Edward Elgar Publishing Limited.
- 大原一三 (1954)「租税の心理」(日本応用心理学会編集『心理学講座』中山書店(伊吹山太郎・大原一三・菅原教造(1954)『経営心理学における諸問題; 租税の心理; 衣服心理学』).
- 近畿税理士会(昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』.
- 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会.
- 小西砂千夫(1997)「日本の租税意識と税制改革」『産研論集』24号.
- 財務省「平成15年度の税制改正の概要」.
- 佐藤滋・古市将人著(2014)『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ—』岩波書店.
- 佐藤進(1990)『日本の租税文化』ぎょうせい.
- 市町村税務研究会編(2015)『平成27年度版 要説住民税』ぎょうせい.
- シュメルダース, G. 山口忠夫・中村英雄・里中恆志・平井源治訳(1981)『財政政策〔第3版〕』中央大学出版部.
- 田口和夫(1978)「租税心理学について」『税務大学校論叢』12号.
- 日本税理士連合会 近畿税理士会(平成8年再訂版発行)『税理士報酬規定解説書』(再訂版).
- 日向寺純雄(1987)「納税者心理について—財政心理学の観点から—」『租税研究』451号.
- 平井源治(1987)「租税負担と租税意識」『産業経済研究』第28巻第1号.
- 平井源治(2000)「所得税の課税原則—公平性, 効率性そして納税者心理—」『明海大学経済学論集』第12巻第1号.
- 平井源治(2003)「日本人の財政意識」『明海大学経済学論集』第15巻第1号.
- 藤巻一男(2012)『日本人の納税者意識』税務経理協会.
- 丸山高満(1971)「租税意識とその形成についての一考察(1)」『自治研究』第47巻第11号.
- 丸山高満(1972a)「租税意識とその形成についての一考察(2)」『自治研究』第48巻第1号.
- 丸山高満(1972b)「租税意識とその形成についての一考察(3)」『自治研究』第48巻第2号.
- 丸山高満(1972c)「租税意識とその形成についての一考察(4)」『自治研究』第48巻第3号.
- 丸山高満(1974)「租税意識とその形成についての一考察(19)」『自治研究』第50巻第3号.
- 山本栄一(1989)『都市の財政負担』有斐閣.
- 横山直子(2008a)「地方財政における効率性と納税意識」『経済情報学論集』第26号.
- 横山直子(2008b)「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号(関西学院大学経済学部研究会).

わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性（横山直子）

横山直子（2013）「所得税と消費税に関する納税協力費比較」『大阪産業大学経済論集』第14巻第2号.

横山直子（2015）「徴税・納税制度と納税意識に関する研究—所得税・消費税を中心に—」『大阪産業大学経済論集』第16巻第1・2合併号.

横山直子（2016a）『徴税と納税制度の経済分析』中央経済社.

横山直子（2016b）「所得税と住民税に関する納税意識と納税協力費の根拠」『大阪産業大学経済論集』第17巻第2号.

横山直子（2016c）「わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性」2016第73回日本財政学会報告論文.

吉川宏延（2013）『源泉所得税と個人住民税の徴収納付—しくみと制度—』税務経理協会.

## Characteristics of Tax Consciousness and Direction of Tax Administration Systems

YOKOYAMA Naoko

**Key Words :** Tax Consciousness, Tax Administration Systems, Income Tax, Consumption Tax, Local Income Tax

### Abstract

Characteristics of tax consciousness for income tax, consumption tax and local income tax are many and various. The features of this paper are to clarify characteristics of tax consciousness for income tax, consumption tax and local income tax, and compare these tax consciousness, and in addition, consider what influence tax consciousness. This paper clarifies characteristics and direction of tax administration systems for income tax, consumption tax and local income tax, and also elucidate features of tax consciousness for income taxpayers, withholding income taxpayers, local income taxpayers, employers who are obliged to withholding income tax, consumption tax payers, and consumers (who pay taxes) .

Tax consciousness and tax compliance costs influence each other. That is to say, tax consciousness and tax compliance costs are closely and deeply related to each other. Furthermore this paper clarifies factors of tax consciousness, and in addition, considers the process of clarification of tax consciousness and tax compliance costs from various angles. Characteristics of tax consciousness are significant and profound.